

憲法の変遷

山下 平八郎

Verfassungswandlung

Heihachirou YAMASHITA

There is definitely distinction between 'Verfassungswandlung' and 'Verfassungsänderung' in the concept on the change of Constitutional Law. This paper shows the outline about the legal theory as the change of Constitution. It means what is called 'double-edged sword' because of changing legal or illegal Constitution.

1. はじめに

「憲法の変遷」(Verfassungswandlung)とは、成文憲法において、憲法正文の変更を伴うことなく、実質的に憲法の改正がなされたと同じ状態になることをいう。憲法正文が変更されないということから「憲法の改正」と区別されており、憲法正文の解釈の枠組みを超えている点において「憲法の解釈」の変更とも区別される。「憲法の解釈」という名目で憲法の変遷がなされている場合も実際にはあるとみられる。いわゆる「解釈改憲」と呼ばれているのがこれに相当する。

憲法の変遷は、①議会の誤った憲法解釈によって生じる「立法による変遷」、②行政府の誤った憲法解釈によって生ずる「行政による変遷」、③裁判所の誤った憲法解釈によって生ずる「判例による変遷」が問題となる。これらの原因として、①政治状況の変化、②社会的、経済的条件の変化、③非常事態(戦争、恐慌など)の慢性化、④技術、制度の発展などが考えられる。それによって成文憲法の条件が実情に適合しえなくなっているのに手続上憲法条項の改正が困難である場合におこりうる。

憲法の変遷の法的性格については、①憲法の変遷の主体は、憲法違反の事実にはかならないとし、その法的性格をきびしく否認する「事実説」(ケルゼンなど)、②社会の現状に適合しえなくなったため空文化した成文憲法規範の代わりに、憲法慣習法が成立している姿が憲法の変遷であるとする「慣習法説」(ギーゼなど)、③いわゆるイギリス憲法における「習律」(Convention of the Constitution)からヒントを得て、法の前段階を意味する「習律」という概念で憲法の変遷を説明しようとする「習律説」(ハチエックなど)におおよそ大別して学説が分かれる。

憲法の変遷を理解するうえで留意されねばならない点

は、「法社会学的意義における憲法の変遷」と「法解釈学的意義における憲法の変遷」を明確に区別しておくことである。前者は、憲法正文の規範内容と、現実の憲法状態との間に「ずれ」が生じていることを、客観的事実として指摘するだけの概念であるのに対して、後者は、こうした「ずれ」を前提にした上で、成文の憲法規範が「枯死」し、現実の憲法状態の中に新しい憲法規範(実効憲法)が成立していることを示す概念である。

「法社会学的意義における憲法の変遷」は一般に事実として存在するわけであり認められるところである。憲法の条項と矛盾する国家行為が存在し、それがしだいに憲法条項の実効性を弱め、ついには「枯死」(死滅ないし改変)させられてしまった様相を呈することがあるということは否定できない事実である。問題はそうした憲法現象があるとき、憲法改正と同じような効果をもつ改変とみるかどうか、つまり憲法規範の内容まで改変したという意味での「憲法の変遷」が認められるかについては、学説が対立している。つまり「法解釈学的意味での変遷」を承認するかどうかで意見がわかれるのであり、これが「憲法の変遷」の争点ともいえる。

法解釈学的意義の憲法の変遷を、憲法規範の改変と認めるか(肯定説)、認めないか(否定説)の二つしかない。①肯定説は、憲法と矛盾する国家的行為が反復ないし継続して存在し、憲法慣習としての性格をもっていて、これが民衆の法的確信によって明示のないし黙示的に支持されているというような、一定の条件が充足されている場合に憲法条項じたいが改変され、憲法の変遷が行なわれるとする立場である。つまり法規範の実効性を法規範の本質的メルクマールと考え、実効性を失ってしまった法規範は、法規範として定立されたものであっても、もはや法規範とよぶことができないとするものである。②否定説は、憲法と矛盾する国家行為がどれほど反復ない

し継続して存在しようとも、既存の憲法のもとでは憲法法源にまで高められることはなく、憲法改正手続によらなければ憲法は、合法的には改変されないとする立場である。憲法が変遷可能なのは、下位の法形成をとって存在する憲法の有権解釈（実効憲法）だけであって、憲法法源そのものの変遷という観念は、憲法の最高法規性と国家行為のそれに対する下位性、従属性を前提とするかぎり認められないとする。硬性憲法の論理と存在理由からすれば、憲法法源の改変を意味する憲法の変遷の観念を認めることは不可能と考えられよう。最高法規としての硬性憲法は、それと矛盾する国家行為の存在を否定し、法秩序の安定を実現しようとするものであり、もともと違憲の国家行為が当該憲法を改変する力をもって合憲に転化することは、法論理的に不可能である。硬性憲法の存在理由にも反するわけであり、憲法と矛盾する国家行為が反復ないし継続をくりかえして存在しよう、それはただ違憲の国家行為が反復ないし継続して存在するだけである。このようにみえてくると、事実説は憲法の変遷を否定する学説であり、また習律説もこれと同じ傾向をあらわしているといえよう。そして慣習法説は肯定説と合致し憲法の変遷を認めるということになる。本稿は、憲法の変遷について問題となっている憲法規範の変遷の観念について、つまり憲法変遷論についての諸学説の系譜をたどり、論点の所在を可能なかぎり明らかにすることを目的とするものである。

2 憲法変遷の概念

イエリネックは「憲法改正と憲法変遷」において、憲法が変化する形態のうち、意図的な意思行為によってなされる憲法正文の変更（憲法改正）と、正文の形式的変更をとまわず、しかも変更の意図や自覚をとまわらない事実によってもたらされる憲法の変化（憲法の変遷）とを明確に区別した¹⁾。ここでは、憲法正文の形式的変更と憲法の実質的变化とが区別されているのであるが、憲法改正よりも憲法変遷のほうが重要でないということの意味しているのではない。イエリネックは、①議会、政府、裁判所などの国家機関の解釈による変化、②政治上の必要に基づく変化、③憲法慣習による変化、④国家権力の不行使による変化、⑤憲法の精神における根本的な変化などによって憲法の変遷が生ずるとしている。①の場合、議会で憲法違反の法律を違憲ではないと解して議決し、政府もこれに賛成するとき、法律は効力を持ち、その結果、憲法が変遷されることがあるとする。また議会の議事規則のようなものでも憲法が秘密会議を認めていないのに、これを認めるということになれば憲法の変遷が生ずるとしている。政府の解釈で憲法の変遷が生ず

る例として、バーデン憲法の恩赦の規定で政府が恩赦は大赦、特赦を含むという解釈から、のちに含まれないという解釈に変わったというときを憲法の変遷とみている。裁判所の解釈による憲法の変遷の例としては、スイス及びオーストリアの憲法で、宗教上の関係は国民の権利の享有に影響がない旨の規定があるのに、両国の裁判所の判決で異なる取扱いがなされていることをあげている。②の場合の例として、ドイツの連邦参議院が毎年召集されるという憲法規定があるのに、常設の会議になってしまっていることをあげている。③の場合の例として、議会が不信任された大臣は辞職しなければならないことをあげている。④の場合の例として、君主の不裁可権と大臣の弾劾制度の不行使をあげていて、行使しなくてもそのまま消滅するものではないとしている。⑤の場合の例としては、アメリカで代議院の勢力が委員会（とくに財政委員会と予算委員会）に移ってしまっていることがあげられている。イエリネックによって憲法の変遷の概念が一応体系化されたわけである。すなわち、イエリネックによって、①はじめて憲法変遷という現象の類型的把握が成功をみたこと、②広義の社会学的意味の憲法変遷と狭義の法解釈学的意味における憲法変遷の区別がうかがわれること、③憲法変遷の法的性格として各種の規定が提出されていることが理解されたのである²⁾。

憲法変遷の概念がイエリネックと結びつけられて理解されているということは、彼によってこの概念の萌芽的な体系化をみたからであるが、この概念の創始者はイエリネックでなく、ラーバントであった。彼は「ドイツ帝国憲法の変遷」において、はじめてこの概念をつかい、憲法正文が変更されていないのにドイツ憲法が実質的に変更していることを指摘したのである³⁾。その後、「帝国建設以来の帝国憲法の歴史の変遷」⁴⁾でも憲法の変遷をとりあげているが、憲法変遷の観念を詳細に規定することもなく、また理論的な体系を追求することもなかった。

シュ・ダウリンは、憲法の変遷に、①形式的には憲法を侵害しないプラクシスによる変遷（例として、アメリカの委員会など）、②国権の不行使による変遷（イエリネックが国権の不行使ということをあげたが間違いだとして、例に、フランスの大統領は議会の解散権をもっていても、何十年かこれを行使できなかったとする）、③違憲のプラクシスによる変遷（例として、ドイツの連邦参議院が常設の機関になったことをあげている）、④憲法の解釈によって生ずる変遷（例として、バーデンの恩赦権について政府の解釈が大赦、特赦を含むことから含まないというのに変わったことをあげている）の四つの場合をあげている⁵⁾。

わが国では、明治憲法時代に美濃部博士がイエリネッ

クの論文を紹介して、憲法の変遷を認めた⁹⁾。これに対し佐々木博士は、憲法の変遷を否定し、「憲法改正ノ幻想」にすぎないと主張した⁷⁾。宮沢教授は、アメリカ合衆国憲法の変遷を例として詳述し、佐々木説を批判した⁸⁾。ここから憲法変遷論に関する論争がはじまったのであるが、日本国憲法制定後においても多数の学者が憲法変遷論を展開した⁹⁾。憲法変遷概念に対比して理解することが重要であるが、一般的には、憲法改正が、改正手続によって、意識的、明示的に既存の憲法(典)に変更(修正・削除・追加ときに増補)を加えることをいうのに対して、憲法の変遷は、改正手続によることなく、条文はそのまま、条文の規範意味内容を実質的に変更する現象をいうとされている。たとえば、「憲法の『変遷』は、無意図的、黙示的に、且つ長期的、継続的な形で憲法の意味が変更されるものであるということが出来る。変遷は立法、議会や内閣の行為、裁判所の判決、慣行、先例の堆積などによって生ずる」¹⁰⁾という定義、あるいは、「成文憲法の定める改正手続を経ることなく、法律、判決、議院や内閣等の行為、慣習、その他客観的の事情の変更によって、憲法の条項のもつ意味が変化すること」¹¹⁾という定義、また「意識的に憲法を変更しようとする行為によらないで、暗黙のうちに変化が生ずる現象」¹²⁾、あるいは、憲法の変遷という「言葉は、憲法のある条項が、それと本来矛盾する国家行為によって、その文言からは本来不可能な意味を帯びることをさすために用いられる。つまりある憲法条項が、それに矛盾する国家行為によって、憲法法源としての性格を失い、国家行為として具体化されている当該憲法条項についての有権解釈が、憲法法源としての性格を得る現象をさすために用いられる」¹³⁾以上いくつかの憲法変遷の概念を引用したが、定義する「ことば」もそのあつかう概念の内容もあいまいかつ多岐であることが理解されよう。しかし、つぎのことがらは明確にされていると考えられる。①憲法変遷の概念は、問題となっている現象の法社会学的把握を意味しているのでありこの場合成文憲法の規範の意味と矛盾する社会規範が成立することを客観的に認めているにとどまり、成文憲法規範との効力の優劣を問題としていない。したがって②憲法変遷の概念は法解釈学的意味のそれであるということである。そして法解釈学的意味での憲法変遷を承認するか否かで学説が二分されるのである。

3 憲法変遷論素描

ラーバントにはじまりイエリネックによって体系化された憲法変遷の概念は、その法的性格をめぐって議論の対象となるが、①憲法の変遷を認める立場で、憲法の条項と抵触する国家行為が長期間くりかえされ、それが国

民によって承認されているような場合、このような国家行為が慣習法的性格をもち、当該憲法の条項を改廃するとする説(慣習法説)、②憲法の変遷を否定する立場で、憲法成文と矛盾する国家行為は、事実上ありえても、法規範性は認められないとする説(事実説)、③憲法の変遷は、慣習法という法規範性は認められないが、そうかといって単なる事実でもなく、習律という意味での一定の規範性を認める。結果として憲法の変遷によって憲法条項の改廃は認められないとする説(習律説)に大別されよう¹⁴⁾。まず慣習法説について若干コメントしておくことにする。これは、憲法の成文規範に違反する憲法状態の中に、生きた憲法規範の成立を憲法上の慣習法として認めようとする説であり、このためには、成文憲法規範の実効性が失われ(枯死の状態)、これにとつかわる憲法上の慣習法が、その内容の合理性と社会の規範意識に支えられて、実効性と妥当性とを得ていなければならないとする。憲法変遷の現象を慣習法の概念で説明しようとするものでこれはあまりに自明なことであるように見えるので、必ずしも特別な根拠があげられるとは限らない¹⁵⁾。これに対して、①慣習法の成文法改廃力を認めない立場(許容説)からの反論、②憲法変遷の現象に慣習法の要素である継続的な慣行、法的確信が欠けている。これは私法概念の公法領域への安易な適用に原因がある、③慣習法説は憲法変遷概念を不当に狭く理解していると考えられるなどがあげられるといわれる。

事実説は、憲法の変遷を単に憲法侵害の事実すぎない、これを憲法変遷というようなまぎわらしい言葉で表現することじたい問題であるとする。この学説を代表するのはケルゼンであり、憲法の変遷を「法秩序の事実的拒否であり……法学的には構成しえないものである。何故ならば、あらゆる法学的構成は、法秩序の事実的活動に基き、かかる活動を前提としているが、決して法的機構の事実的行為を説明すべきものではない……国家機関の法律違反的機能にもとづく成文法の解体を、……法律的に規定しようとするのは、全く誤りといわねばならない」¹⁶⁾とみている。憲法変遷の問題はケルゼンにとって「規範的法規(実定法秩序)そのものの事実的拒否の問題であり、それは、純粹に事実的性質のものであり、法学的にはとらえられないものであるとともに、また無縁なものである」¹⁷⁾ということになる。法の効力の根拠を社会学的な事実を求める、社会学的効力論をとる立場からの批判がある¹⁸⁾。

習律説はハチェックに代表されるように、慣習法説、事実説の両説の折衷説といった性格をもつ、すなわち、法の前段階である習律の概念をもって憲法の変遷を説明しようとする¹⁹⁾。習律を、①多くの場合成文に反して発生

し、しかも拘束力を有する規範であること、②その拘束力の根拠を、事実の規範力から導き出していること、③それはある程度法規範の保護を必要とすること、というようにその性質をとらえ、法規範よりも価値の低い、法の前段階に止まるが、進化して法になりうる場合のありうることも認め、判断の規準を何に求めるかをも考察している²⁰⁾。ハチエックの習律説に対しては、①憲法上の習律の概念が、イギリス憲法の特殊性に基づくものであり、したがって、これと全く法体系を異にする大陸諸国にまで、これを一般化することは許されない²¹⁾、②習律に対して法概念の性格が認められない、単に存在科学(社会学)にのみ理解され、規範的法律学的考察にはとらえられない²²⁾、といった反論がある。

つぎに、日本国憲法における憲法変遷論を考察してみる。憲法の変遷を肯定する説には、つぎのようなものがある。以下要約してみると①成文憲法の定める改正手続を経ないで、法律・判決・議院や内閣の行為・慣習・客観的事情の変更によって、憲法の条項のもつ意味が変化することを憲法の変遷といい、憲法改正手続が行なわれないにもかかわらず、成文憲法の条項の規範的意味の変更が生ずることは、諸国の憲法にその例を認めることができる。②憲法の変遷という言葉は、法社会学的意義のそれと、法解釈学的意義のそれとは区別されなければならない。前者は憲法規範と現実の憲法状況との間に「ずれ」が生じている事実が生じていることだけの指適にとどまるが、憲法変遷論で問題となるのは後者の法解釈的意義の憲法の変遷に限定すべきである。③憲法規範の許容する解釈の変遷は憲法の変遷とならず、「わく」を超えた変化が生じた場合を憲法の変遷とみる。④解釈学的意味での変遷が容認されるためには、国民の法的確信を要する。⑤憲法変遷の法的性格については見解がわかれる。「憲法法源の変遷」²³⁾、また憲法の変遷の度合で「完成された変遷」と「未完成の変遷」にわけ、前者を法源の変遷をきたす変遷の成就、後者をそこまでいかない未完成のもので厳密な意味での法的規範力をもつものではなく、ハチエックのいう習律にはかならないとする²⁴⁾。憲法の変遷の法的性格につき習律説をとり、憲法規範を改廃する効力をもつものでないとする²⁵⁾。憲法の変遷の性質を「憲法正文に含まれる法規範の実効力、すなわち憲法の規範力の効力」とする²⁶⁾。

憲法の変遷を否定する説を要約すると、①硬性憲法の論理と存在理由からすれば、憲法(法源)の変化を意味する「憲法の変遷」の観念を認めることは不可能である。本来違憲の国家行為が当該憲法を改変する力をもって合憲に転化するということは、法論理的には絶対に不可能であるし、硬性憲法の存在理由にも反する²⁷⁾。②樋口教授

は「『憲法変遷』の観念」において、ドイツで「憲法変遷」と呼ばれているものと同じ事柄がフランス(特に第三共和制下)で憲法実例 *pratique constitutionnelle* ないし憲法慣習 *coutume constitutionnelle* という名で問題とされていると指摘され²⁸⁾、理論を展開し、以下のように結論づけている。

「制定憲法不適合の憲法実例も……憲法有権解釈権者によって明示・黙示に認承されている限において、……実効憲法をなし、従って実効憲法は変遷する。このことは、何人も認識せざるをえない客観的事実である。」しかし、「憲法変遷」という言葉で議論されているのは「制定憲法に適合しないがその国の最終的な憲法有権解釈権者によって明示・黙示に認承されている憲法実例が〈心理的要素〉の媒介によって憲法慣習となり、制定憲法を改廃するか—従って憲法法源の変遷を生ぜしめるか—どうかということである。そしてこの意味での『憲法変遷』の観念は、法の科学の観念としては維持されえない。」さらに憲法の科学にとっては…一方において、制定憲法と実効憲法とのずれを認識し、実効憲法の変遷を科学的に処理するために、「憲法変遷」—憲法法源の変遷—の観念を認めなくてはならない、という誤解に陥らないことである。憲法法源の変遷という意味での「憲法変遷」観念は法の科学の観念としては維持されず……いかなる意味での護憲の立場にとっても適切なイデオロギーとしては機能しえない²⁹⁾。

憲法の変遷を簡単に認めると、憲法改正条項の存在理由が閑却されることになる。上に指摘しているように、憲法法源が憲法、憲法典あるいは憲法正文をさすとすれば、憲法の解釈の変遷はありうるが、憲法そのものの変遷はありえないと解すべきであろう。また違憲の事実ということはあるふれた現象であるし、違憲の行為があったからといって、ただちに憲法の変遷をいうのも軽率と考えられよう。憲法条項と国家機関によるその運用との「ずれ」を積極的に認めることは、憲法を国政運用の基準とする基本的前提に反すると判断せざるをえない。憲法の変遷の容認される範囲は「憲法改正」の場合のそれよりも当然狭いということがいえるし、その限定は、憲法の基本原理に抵触しないことであり、基本原理を支える基本的解釈の変更は認められない。さらに国民主権の憲法であれば、憲法成文と矛盾する国家の行為に対しては国民の承認が変遷の要件となろう。限定の要件だけが充足されないかぎり(世論調査の結果だけで判断すべきでなく、国民投票によることが必要)憲法の変遷は認められないと解すべきである。限定要件を超える国家の違憲措置が、有権解釈によって合憲とされ、あるいは変遷論を介して合憲とされるとしても、法理論上は変遷に該

当せず、憲法上容認されえないといえよう³⁰⁾。「憲法変遷論」がどのようにして成立し、展開し、変質してきたかについて素描してみた。

4 おわりに

①憲法の変遷は、改正と区別され、事実上は公権力の無意図的、黙示的な法解釈あるいは制度の運用によっておこる現象であることをみてきたのであるが、むしろ逆に意識的・積極的に立法解釈・行政解釈・司法解釈が行なわれる場合におこる憲法現象ではないかと考えられる。硬性憲法であれば改正手続が厳格的であり、公権力が事実上の憲法変更を意図してなされるとすれば、それは違憲的解釈であり本来無効の解釈であるということである。②憲法変遷が成立する要件として国民の支持・承認が得られることが指摘されるが、憲法規範に対して、その意味内容が、一部あるいは全部が、公権力により法解釈、制度の運用がなされるような事態に対し、国民が積極的、全面的にこれを支持・承認するとは考えられない。憲法政治は、対立・抗争する社会階層または階級によって展開されているのだから。③裁判所の憲法解釈によって、特に違憲の憲法解釈のくりかえしによって、憲法変遷がおこるか。違憲の憲法解釈が裁判所権力によって積み重ねられ、長期間継続しても、違憲が逆転して合憲になる筋合いのものでないと考えられる（憲法76条、99条、98条、81条の趣旨から結論をひきだせる）。憲法変遷論に関していえば、憲法変遷の限界をさぐることも重要であるが、違憲の憲法現象すなわち憲法変遷の現象の法的範囲の意味の否認こそ現代的意義をもつと考えられないだろうか³¹⁾。④法解釈学的な意味の憲法の変遷を問題にするということは、いかなる性質のことか。これは法の認識の問題であり、対立する二種の憲法規範のどちらかが真に有効な憲法と認めるかという判断作用も、あるいみで認識の作用であろう。このようにみれば、憲法変遷の問題は、「法とは何か」とか「法の解釈とは何か」というような法の根本問題と無関係ではないといえよう³²⁾。

〔注〕

- 1) G.Jellinek, Verfassungsänderung und Verfassungswandlung, 1906. 川添利幸「〈憲法変遷〉 Verfassungswandlung の法的性格」(文献選集「憲法改正論」41頁)
- 2) 川添利幸「前掲論文」45頁
- 3) Laband, Wandlungen der deutschen Reichsverfassung. 1895
- 4) Laband, Die geschichtliche Entwicklung der

- Reichsverfassung seit der Reichsgründung, 1907
- 5) Hsü Dau-lin, Die Verfassungswandlung, 1932
- 6) 美濃部達吉「憲法の改正と憲法の変遷」同・イエリネック人権宣言論外三篇, 85頁
- 7) 佐々木惣一「憲法の改正」京都法学会雑誌・大札記念号 34頁
- 8) 宮沢俊義「硬性憲法の変遷」同・憲法の原理 67頁
- 9) 橋本公亘「憲法変遷論」ジュリスト 638号
- 10) 佐藤功「日本国憲法概説」(全訂新版) 18頁
- 11) 橋本公亘「日本国憲法」48頁
- 12) 清宮四郎「憲法 I」(新版) 380頁
- 13) 杉原泰雄「憲法秩序の変化」田上稷治篇・体系憲法事典170頁
- 14) 清水睦「憲法の変遷」・憲法講義 I 50頁
- 15) Fr. Tezner, Konventionalregeln u. Systemzwang (Grünhutz z.XL II), 1916
Bornhak, Wandlung der Reichsverfassung(AÖR xx vi)1910
Giese, Änderungen und Wandlungen der Weimarer Vefassung (Staats-und Selbstverwaltung vi)1925
なお、川添「前掲論文」46, 47頁参照
- 16) Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 1911, 2Aufl. 1923
- 17) Kelsen, Allgemeine Staatslehre.1925
- 18) Radbruch, Rechtsphilosophie 4Aufl., S. 174 ff
- 19) Hatschek, Konventionalregeln order über die Grenzen der naturwissenschaftlichen Begriffsbildung in öffentlichen Recht.1909
- 20) Hatschek, a. a. o., s.
- 21) Hsü Dau-Lim, a. a. o., s 120ff
- 22) Kelsen, Hauptproblem, s103, s106.
- 23) 川添利幸「憲法変遷の法的性格」法学新報60巻 9号 57頁
- 24) 小林直樹「憲法の改正と変遷」鈴木安藏還暦祝賀憲法調査会総批判173頁, 同「憲法の変遷」法学協会雑誌91巻 6号 1頁
- 25) 芦部信喜「改憲論と憲法の変遷および保障」法律のひろば15巻 5号 4頁 同「憲法の改正と変遷」法学教室 6号 86頁
- 26) 清宮四郎「憲法の変遷について」同・国家作用の理論185頁同「憲法の変遷と『文民』規定」203頁
- 27) 杉原泰雄「前掲」169頁
- 28) 樋口陽一「『憲法変遷』の観念」思想484号. 文献選集・日本国憲法13「憲法改正論」79頁
- 29) 樋口「前掲」96頁
- 30) 清水睦「前掲」51頁

- 31) 上田勝美「憲法改正」法律時報・憲法30年の理論と展望198頁
32) 川添利幸『『憲法変遷』の意識と性格』ジュリスト増刊・憲法の争点(増補)9頁

〔参考文献〕

〔注〕に掲げたもののほか

新正章「憲法の変遷」樋口外篇・憲法の基礎35頁

粕谷友介「わが国における憲法変遷論の批判的考察①②③」上智法学論集19巻1号, 20巻1号・2号
有倉遼吉「憲法の崩壊過程」法律時報25巻1号
小林孝輔「憲法の改正と変遷」・(憲法の基本問題)
長谷川正安「昭和憲法史」など。

(受理 昭和56年1月16日)